

理由書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、和光都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 和光都市計画区域の位置等

和光都市計画区域は、都心から約20km圏、本県の南部に位置しています。

また、和光都市計画区域に含まれる土地の区域は、和光市の行政区域の全域です。

【3・4・3号練馬川口線】

本路線は、和光市白子一丁目を起点とし、和光市白子三丁目に至る延長約3,880m、幅員16mの幹線街路です。

【3・4・4号諏訪越四ツ木線】

本路線は、和光市丸山台三丁目を起点とし、和光市新倉三丁目に至る延長約1,490m、幅員16mの幹線街路です。

【3・1・12号外環状道路】

本路線は、和光市大字新倉字江川を起点とし、和光市大字新倉字北畝割に至る延長約1,240m、幅員62mの幹線街路です。

【3・2・13号志木和光線】

本路線は、和光市新倉五丁目を起点とし、和光市新倉五丁目に至る延長約640m、幅員36mの幹線街路です。

II. 変更の理由

和光都市計画道路3・2・13号志木和光線は、県南西部の主要交通を担う広域幹線道路で、国道254号のバイパスの一部を担う都市計画道路です。

今回の変更は、慢性的に発生している国道254号の混雑を緩和し、都県を跨ぐ交通を円滑にするため、3・2・13号志木和光線の区域を3・4・3号練馬川口線まで延伸するとともに、関連する3・4・3号練馬川口線の交差点部における一部区域の変更、3・4・4号諏訪越四ツ木線の終点位置の変更、交差する3・1・12号外環状道路との交差構造を変更するものです。

併せて、3・4・3号練馬川口線及び3・1・12号外環状道路の車線数を決定するものです。

III. 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・3号練馬川口線	約3,880m	4車線 (—)	16m	・一部区域の変更 ・車線数の決定
3・4・4号諏訪越四ツ木線	約2,190m (約1,490m)	2車線	16m	・延長の変更 ・一部区間の線形変更
3・1・12号外環状道路	約1,240m	4車線 (—)	62m	・交差構造の変更 ・車線数の決定
3・2・13号志木和光線	約2,220m (約640m)	4車線	36m	・延長の変更 ・交差構造の変更

括弧内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①道路（和光市決定）
- ②用途地域（和光市決定）